

令和7年度事業計画（案）

1 基本方針

近年、不動産を取り巻く環境においては所有者不明土地の発生予防と所有者不明土地の利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制が見直され、昨年4月から相続登記申請の義務化が始まりました。

また、相続土地国庫帰属制度、所有者不明土地管理制度等が創設され、更には住所変更登記の申請義務化が、令和8年4月から施行されます。

こうした国民生活に密着した制度の大きな変革の時代に我々土地家屋調査士は不動産の表示に関する登記、土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、国民に信頼され、国民に必要とされる土地家屋調査士を目指し、次の事業を行います。

- (1) 土地家屋調査士会の自立機能の整備・充実
- (2) 財政の健全化の維持及び予算執行の適正管理
- (3) 土地家屋調査士業務の強化と「災害に強い地積測量図の作成」の推進
- (4) 制度広報の向上と未登記建物の解消についての啓発
- (5) 土地の筆界を明らかにする業務の専門家としての社会貢献活動
- (6) 研修制度の充実と向上

2 総務部

- (1) 会員の執務の指導
- (2) 連合会・関係官公署等の情報伝達並びに各種協議
- (3) 新入会員に対する入会時研修の実施
- (4) 会員への苦情に関する対応
- (5) 会則・規則等の規程の見直し
- (6) 土地家屋調査士法施行規則第39条の2への対応
- (7) 事務の効率化と事務局体制の充実
- (8) 役員等研修会の実施

3 財務部

- (1) 会計処理の効率化・適正管理
- (2) 会員に対して書籍等の購入の斡旋
- (3) 国民年金基金及び各種保険についての加入促進

4 業務指導部

- (1) 会員の業務の改善進歩に関する指導及び連絡
- (2) オンライン申請への対応
- (3) 各種研修会への協力
- (4) 関係機関との業務に関する協議
- (5) GNSS 測量の普及

5 広報部

- (1) 会報の編集及び発行
- (2) ホームページの充実
 - ア 無料相談会等の情報・活動報告の掲載
 - イ 会員の広場のリニューアルの検討
- (3) 土地家屋調査士とそれを取り巻く諸制度の広報活動
 - ア メディアを利用した広報活動の検討
 - イ 高校などへの一日出前授業、職場体験の受け入れ
- (4) 各種相談活動（公益活動）を通じての広報
 - ア 他士業との共催による「よろず相談会」の実施
 - イ 無料相談会の検討及び実施
- (5) 未登記建物の解消についての啓発
 - 支部における固定資産税通知封筒等への広告に対する助成
- (6) IT 委員会
 - 法務省地図 XML データ・GNSS 測量・その他の IT 技術の研究

6 社会事業部

- (1) 筆界特定制度に関する事項
 - ア 筆界特定制度に関する情報収集及び提供
 - イ 関係官庁との連携協議の実施
- (2) 筆界に関する民間紛争解決手続（ADR）に関する事項
 - ア ADR に関する情報提供
 - イ ADR 代理認定土地家屋調査士の活用支援
- (3) 公共・公益に係る事業の推進に関する事項
 - ア 専門家としての社会的貢献を図るための対応
 - イ 地図の作成及び整備に関する情報収集及び提供
 - ウ 空き家問題及び所有者不明土地問題に関する情報収集及び提供

7 研修企画部

- (1) 研修の企画・運営・管理
 - ア 全会員を対象とする一般研修
 - イ 新入会員を対象とする研修
 - ウ 希望会員を対象とする特定研修
- (2) 研修記録（ビデオ）を利用した研修の実施
- (3) 土地家屋調査士 ADR 特別研修の受講促進
- (4) 研修会受講履歴の開示と出席率の向上

8 境界問題相談センター

- (1) 当センターの効率的で円滑な運営への取り組み
- (2) 当センターに関する広報への取り組み
- (3) 広島法務局筆界特定室及び広島弁護士会並びに各種関係団体との連携の促進
- (4) 当センターに関与する担当者への研修

9 資料センター

- (1) 資料収集
効率の良い資料の収集
- (2) 資料整理
迅速な資料整理への取り組み